

令和6年6月21日
総務部税務課
担当者 南
内線 3500
外線 225-1271

令和6年能登半島地震に係る県税の申告・納付等の期限延長措置の 一部地域における終了について

令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県では、令和6年1月12日付け石川県告示により、石川県又は富山県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する方について、令和6年1月1日以降に到来する石川県に対して行う申告・納付等に関する手続の期限を延長する措置を講じておりましたが、今般、令和6年6月21日付け石川県告示により、下記のとおり、期限延長の措置の一部を終了することとしたので、お知らせします。

記

1 期限延長措置を終了する地域

県名	地域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡宝達志水町並びに鹿島郡中能登町
富山県	全ての市町村

※上記以外の地域（石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町又は鳳珠郡穴水町若しくは能登町）に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する方の期限延長措置については、今後、被災者の状況にも十分配慮して検討してまいります。

2 期限延長措置が終了する手続き

令和6年1月1日から同年7月30日までの間に期限が到来する次に記載する県税に係る申告・納付等に関する手続き

（対象税目）

県民税・事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・核燃料税

※県民税のうち個人の県民税は、住所地の市町が定める市民税・町民税の期限が適用となります。

3 延長後の期限として指定する期日

令和6年7月31日（水）

4 個別の申請に基づく期限延長について

令和6年能登半島地震の影響により、期日までに申告・納付等ができない場合には、申告・納付等ができない理由がやんだ日から2か月以内に申請することにより、期限の延長措置を受けることができます。手続きについては、最寄りの県総合事務所又は県税事務所にご相談ください。